

東栄町移住者通勤支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、U・Iターン者の町外通勤を一定期間支援することで、東栄町への移住促進を図るため、東栄町が交付する移住者通勤支援補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) Uターンとは、本町の住民であった者が、1年以上町外に転出（転勤等一時的な転出を除く。）した後、再転入することをいう。
- (2) Iターンとは、過去本町に住所を有したことがない者が、本町に転入することをいう。
- (3) 町外通勤とは、町内に居住し、当町以外の市町村内の事業所等へ通勤することをいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、原則1か月のうち15日以上町外通勤をしている、転入時点で40歳以下のU・Iターン者とする。ただし、次の各号に掲げる者は、補助の対象者とししないものとする、

- (1) 平成27年12月31日以前にU・Iターンした者
- (2) 市町村税又は町に納付すべき使用料等を滞納している者（同居の親族を含む）
- (3) その他町長が補助の対象に適当でないと認める者

(補助の内容)

第4条 補助の内容は別表1及び別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、補助金交付申請書（第1号様式）に別に定める関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知書類)

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定することとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知する。

(補助金の請求)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（第4号様式）による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

(補助金交付の取り消し)

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、町長が別に定める。

附 則 (平成28年3月31日訓令第11号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月29日訓令第22号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日訓令第 号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

町外通勤の 6 か月の就業を完了した者

対象者	補助内容	申請の時期
自動車、自動二輪車、原動機付き自転車で通勤をしてる者であって、6 か月（原則 1 か月のうち 15 日以上）の就業を完了した者	6 か月毎に片道通勤距離に応じて以下の額を補助する。 通勤距離は東栄町役場から勤務先までの一般道を使用した距離とする。 補助の期間は連続 3 か年までとする。 片道 30km 以上 60km 未満 39,000 円 片道 60km 以上 90km 未満 59,000 円 片道 90km 以上 120km 未満 79,000 円 片道 120km 以上 99,000 円	6 か月の就業完了後 6 か月以内
鉄道を利用して通勤をしている者であって、6 か月（原則 1 か月のうち 15 日以上）の就業を完了した者	6 か月定期代金の 1 / 2 を補助する。 連続した 1 か月定期券 6 か月分又は連続した 3 か月定期券 6 か月分を購入している場合は、それぞれの定期代金の 1 / 2 を補助する。 補助の期間は連続 3 か年までとする。	6 か月の就業及び 6 か月定期券使用完了後 6 か月以内

別表 2（第 4 条関係）

転職、転勤等により町外通勤から町内事業所に通勤することになったことにより、6 か月の就業を完了できなくなった者

対象者	補助内容	申請の時期
自動車、自動二輪車、原動機付き自転車で通勤をしていた者であって、6 か月（原則 1 か月のうち 15 日以上）の就業を完了前に本町内の事業所等に通勤等することとなった者	1 か月毎の片道通勤距離に応じた補助額を以下のとおり定め実績に応じた補助をする。なお、1 か月に満たない日数分については以下の金額の日割金額を実績に応じて補助をする。 通勤距離は東栄町役場から勤務先までの一般道を使用した距離とする。 片道 30km 以上 60km 未満 6,500 円 片道 60km 以上 90km 未満 9,840 円 片道 90km 以上 120km 未満 13,170 円 片道 120km 以上 16,500 円	町外通勤就業完了後 6 か月以内 又は町内事業所就業完了後 6 か月以内
鉄道を利用して通勤をしている者であって、6 か月（原則 1 か月のうち 15 日以上）の就業を完了前に本町内の事業所等に通勤等することとなった者	6 か月定期代金から払い戻し額を引いた額の 1 / 2 を補助する。 連続した 1 か月定期券 6 か月分又は連続した 3 か月定期券 6 か月分を購入している場合は、それぞれの定期代金から払い戻し額を引いた額の 1 / 2 を補助する。	町外通勤就業完了後 6 か月以内 又は町内事業所就業完了後 6 か月以内